幕末明治初年の名古屋芝居興行

橘町芝居を中心に

田 徳 子

安

Plays performed in Nagoya from the last days of the Shogunate to the beginning of Meiji

About "Tatibana tyo Sibai"

Noriko Yasuda

する機会を得た。芝居関係の資料については、その一部分は鬼頭秀明氏 は一六六四)一月、橘町と命名、古鉄古道具専売の特権を与えて、開 かいた町であった。同時に、その裏町に当たる千本松原を開発して、寛文四年 (一六六四)一一月、橘町と命名、古鉄古道具専売の特権を与えて、開 かいた町であった。同時に、その裏町に当たる千本松原を開発して、寛文四年 (一六六四)一一月、橘町と命名、古鉄古道具専売の特権を与えて、開 かいた町であった。同時に、その裏町に当たる外降盛況を呈した。上方歌 上方芝居地の一つに組み込まれて、文化文政以降盛況を呈した。上方歌 上方芝居地の一つに組み込まれて、文化文政以降盛況を呈した。上方歌 上方芝居地の一つに組み込まれて、文化文政以降盛況を呈した。上方歌 上方芝居地の一つに組み込まれて、文化文政以降盛況を呈した。上方歌 上方芝居地の一つに組み込まれて、文化文政以降盛況を呈した。上方歌 上方芝居地の一つに組み込まれて、文化文政以降盛況を呈した。上方歌 上方芝居地の一つに組み込まれて、文化文政以降盛況を呈した。上方歌 上方芝居地の一部分は鬼頭秀明氏 は、江戸時代後半になると、上方の歌舞伎興行は地方への分散が顕著になり、顔見世・大阪の一部分は鬼頭秀明氏 は、江戸時代後半になると、上方の歌舞伎興行は地方への分散が顕著になり、顔見では、大阪の一部分は鬼頭秀明氏 は、江戸は、大阪の一部分は鬼頭秀明氏 は、江戸は、大阪の一部分は鬼頭秀明氏 は、江戸は、大阪の一部分は鬼頭秀明氏 は、江戸は、大阪の一部分は鬼頭秀明氏 は、江戸は、大阪の一部分は鬼頭秀明氏 は、江戸、大阪の一部分は鬼頭秀明氏 は、江戸、大阪の一部分は鬼頭秀明氏 は、江戸、大阪の一部分は鬼のでは、こうした。

明治初期の名古屋芝居興行の動向を見ておきたい。介したが、未検討の資料も存するので、ここに紹介しつつ、幕末期からがすでに紹介され、私も、すでに享和及び文化初年の資料については紹がすでに紹介され、私も、すでに享和及び文化初年の資料については紹

) 橘町資料中の芝居資料について

中 記録」とする。 思われる興行時の配分」、即ち、芝居興行による収支配分を記したもの。 関するものである。また、資料 年酉五月」付で、ともに宗春失脚以来休業していた橘町芝居再興赦免に 稿で翻刻・検討した。は「文化二年丑六月廿三日」付、 頭氏による翻刻がある。さらに、 芝居資料 、第二段から六段に渡るものを芝居資料 とする。これらの 芝居資料 とする。第三の軸は六段仕立て、二点の芝居資料。第一段を 貼付されたものを芝居資料 、第四段目のものを芝居資料 、第五段目 料とともに五段に仕立てられ、その中三点が芝居資料。仮に第一段目に されている。また、 る。第一段から三段に渡るものを芝居資料 、四段・五段に渡るものを を芝居資料 とする。第二の軸は二点の芝居資料が五段に仕立られてい 資料は文書七点、三本の軸に仕立てて保存されている。第一の軸は町資 具等で江戸期から明治期にかけてのものであるが、その中で芝居関係の は「午八月」とあるが、鬼頭氏はこれを「明治三年の芝居小屋再興の 名古屋瑞龍工芸技術保存振興会所有の橘町資料は、文書及び木札や道 は『橘町』(橘町奉公団編 昭和九年一二月)に写真が貼付 は『半田市立博物館研究紀要』一六号に鬼 は鬼頭氏によれば「一七〇〇年頃と は『名古屋芸能文化』一〇号の拙 は「享和元

する。(漢字は通行漢字に改め、恣意に読点を施した)

資料 の 1



芝居資料

奉願上候事

手方一同之者へ申伝へ候処、皆々申聞候二八、右廿日限仕舞候而八、芸 とも、当月廿日限二興行差留被 今般清寿院若宮御境内おゐて身振物真似並大須境内日小屋物、右三ケ所 人共へ給金相渡有之、取戻し候義ハ、迚も難行届存候へハとて暇遣し候 他国へ雑用付キニ致置候はて八難相成、 命候段、奉畏直招其御 誠以迷惑難渋之場合ニ至 夫々太夫本仕

午八月

同元添名代 清寿院元名代 若宮座元名代

伊兵衛 庄兵衛 増太郎 叶候ハヽ、御蔭を以夫々渡世可仕候、 御賢慮を以、前別願之通御取扱被下置候樣仕度只管奉願候、 り候付、 極二候間、 奉願候、勿論新小屋出来之上、興行之義御取斗之段八、是又別而可奉願 猶此姿二而八太夫本初メ水茶や表方其外、 何卒橘町裏町小屋出来境迄、爰許二而興行御免被下置候樣仕度 此段深 誠以難有仕儀奉存候、 右懸り之者共一統難渋至 以上 右願之通相

佐安人とうないお サンサ 金は他としないよ

資料 の 2 芝居資料]

乍恐御内々奉願上候御事

橘町古鉄古道具屋

惣代

吉野屋

善 八 印

大須開木戸元名代 善 助

(貼紙) 書面社寺境内等興行物之儀今日より廿日限可差止旨元名代之 橘町芝居廓 御締衆中様

八月五日

者江申渡候

資料 の 1



同裏町古鉄古道具屋 惣代 藤屋 孫兵衛 印

るれなかたけるとうかいできょうとをでは 内で見るとでをははそうない人を関いる

橘町之義、寛文四辰年、

仰付出来仕候付、 瑞竜院様格別厚思召を以、 家居取建方被為

御意二而、町中所々二罷在候古鉄古道具屋共不残橘町江引越方被為

仰

御城下入口二候間、

町並賑ひ候様との

具屋共、商売更二不相成筈二候処、早速売仕舞二仕候而八難渋之儀も御 瑞竜院樣御筆二而被為遊被下置、頂戴仕上、町所々二相残居候古鉄古道 則町名、

資料 თ 2



我工作での政治不らなないはあれること 孫山本於舜 處 要人支在上本 是一五人此為人 あいましたと何のであるたる日本を

でいれな水大 ました支にいる 我相与五二章の一个方品的进口数在校長行

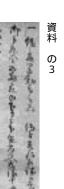
八代的花里一次使人立人提的日前也

等人は、なるままの場内はなることも前と

仰付、座候ハヽ、右売仕舞候迄家一軒より一ヶ月銀壱匁宛、橘町江差出筈被為

芝居ニ御城下一般職筋之者共支配仕、其後裏町並芝居地をも御取建被下置、常御城下一般職筋之者共支配仕、其後裏町並芝居地をも御取建被下置、常

居興行之義者、近来絶而無御座、右興行仕候得八、多少ニよらず家々入御座候、右八古鉄古道具屋共出銀之分八如何様共、受納出来候へ共、芝話仕候義二御座候得とも、時勢之変化並年揃等江付、速々困窮仕候義ニ思召之趣、一同奉感佩町内繁栄成立筋、常々心懸役前之者よりも平生世御免被成下候段、冥加至極難有仕合奉在候、右何れも橋町御救被下置候





大三行士代明 お後」を特性をあ

町内でけたこう名の方とはてかるなけかある

あるいうい もっまたいれ とんなんけい

不在人任者亦行好、意义智力等在 人名大

蒙西南一 法法本我上於 養養行石

なるのでもおりとかは、そのは他の人の

を打るかれてしまることかです



門城下之行を住かなりて名の名をはるか

もなる文は五十

京を打けれたちときり、在なはなるなり



資料 の4

<

田 徳 子

安

よひ何迄取払候歟、又ハ莫太之金子を以、新建同様大修復不仕候は而ハ、小屋之義も、手入修復怠り勝二而、段々破損出来、最早難持堪為躰ニお潤ひニ御座候所、久々興行不仕故哉、訳而衰微不繁栄ニ相成、其上芝居銭も有之、見物人徘徊仕候ニ付而ハ、何商売ニよらず商ひ有之、一広之

難成次第二相成申候、右芝居地之義も、

御三代様格別之御由緒有之、橘町の御救ひ之

一統之通可相勤旨被為(仰付、芝居相休候節々、御手元金五両宛御下ケ義をも御願奉申上候処、御年貢之儀ハ、御主意二而、先年八芝居役者共召抱候金子御拝借相済、並地所御除地之

御城下町中江鍵数配札之義をも、追々御聞済被下置相続仕候程之義ニ候被下置、尚又元禄十丑年芝居不繁昌之節、

処、文政年中より御下ケ金も不被下置、近来

等相続助情之為、銘々より御願済仕候者之由ニ承り候処、橘町之儀八全被為在、芝居不仕候共、助情筋も有之、尤右芝居之義も、元其社人正伏行方御願申上、甚以不都合之義ニ御座候へ共、私共より制道も行届不申、15 の順中上、甚以不都合之義ニ御座候へ共、私共より制道も行届不申、二而八興行不仕、右八仕打方名代を初芝居懸之者格別之御由緒を忘却仕、御城下ニ芝居八不絶御座候得共、毎度若宮清寿院斗りニ而興行仕、橘町

已来芝居之義八橘町二限り興行可仕旨、仕打方初芝居懸り之者江被(仰堪不申、年々無助情、御年貢斗相払必至難渋仕候間、何卒深御賢察を以、意之趣も御座候得共、前父申上候通、久々興行不仕候故、芝居小屋も持殿様思召を以、常芝居二御取建被下置、永久繁栄相続仕候様、難有御主

渡被下置候樣奉願上候、節角

慈悲を以御聞済被下置候ハゝ、御願を以町内一同安堵相続可仕候而、重々相立相続筋行届候様、只管之御賢慮之程奉願上候、右願之通、格別之御瑞竜院樣思召下之趣断絶仕候而ハ、歎ケ敷次第二御座候間、御主意之趣

難有仕合奉存候

亥十月

之御窺奉申上候、以上右之通、善八孫兵衛奉願上候通、私共おゐても御聞済相成候樣仕度、依右之通、善八孫兵衛奉願上候通、私共おゐても御聞済相成候樣仕度、依

橘町丁代 七左衛門 印

同断 与兵衛 印

同裏町町代 善七郎 印

(二) 芝居資料 の検討

五年(一八三四)二月、小規模な小屋ながら再建している。(以上、『尾張 ている。 い、文政一一年ことごとく取り払ってしまった。大須芝居の方は、天保 屋を取り払って畑となり、大須芝居も文政一〇年崩れていた小屋取り払 稲荷で「五芝居」と称されていた。しかし、稲荷芝居は文政元年(一八 て、この文書は文政以降、おそらく天保年間以降のものと思われる。ま 政年中より」の文言があり、 久々の興行再開を願う願書である。「亥十月」付であるが、文書中に「文 八)以降興行が無く、文政九年までに崩れ、文政一一年崩れていた小 まず、資料 願書には当時の名古屋の芝居地について「若宮清寿院斗り」と言っ 名古屋の芝居地は、 から検討する。 その後に「近来」の文言が見える。 文政頃までは橘町・大須・若宮・清寿院 Ιţ 橘町芝居が長く休業状況にあって、 したがっ

のということになろう。 た文政一一年以降天保五年二月の間、あるいは弘化四年一〇月以降のも九之塵』)した。したがって、右の願書は、大須・稲荷両芝居がなかっ興行していたが、一〇月「御堂建に依て、此芝居小家退転」(『金鱗九十芝居雀』による) 大須芝居はその後、弘化四年(一八四七)前半までは

からに、 (『金明録』)が完成した。「 裏橘町並東側家居取払、 意諸事倹約に付興行物御停止」(『古袖町勾欄記』) の御沙汰があったとい 興行がなかったらしい。 記』)ということで再開した。 御門主御入輿之比願出シ而、 行記録は見出せない。天保一四年(一八四三)九月になって、「 東掛所へ いるし、干支も「亥」に該当しないので、 ありしに」とある。この間は、 であり、『名陽見聞図会』(名古屋市史資料)の天保六年正月条に「橘町裏 年七月中山新九郎一座、同年一一月市川門三郎一座が興行しているだけ 月~六月に坂東のしお一座、同年九月一一月に市川鯉三郎一座、天保四 ても各年二・三ヶ月の興行が確認できる。しかし、文政一一年(一八二 われ、現存の番付及び『尾張芝居雀』『芝居藪の中』等の芝居記録によっ 屋市史資料)にある。 より相続芝居興行」と『古袖町勾欄記』(名古屋市鶴舞中央図書館蔵名古 八、子)七月以降天保六年(一八三五、未)正月までの間は、天保二年四 芝居地常芝居の願ひ済て当年より又々常芝居になる。 尤もむかしは此例 ところで、橘町芝居は、文政元年三月二三日、本格的な「大芝居作事」 確かに、天保一二年七月~天保一四年八月の間には、橘町芝居の興 天保一三年(一八四三、 文政初年には橘町芝居の興行は盛んであったと思 しかしながら、天保五年に大須芝居が再興して 確かに天保一四年九月二二日より坂東三津 木綿衣裳にて相済、メヒロトム看」(『古袖町勾欄 橘町芝居は常芝居ではなく、まれにしか 寅)には、 天保の改革のために、「御主 はこの間のものではない。 小屋西向に出来、是

一致しないので、(はこれに関わる文書でもない。は「御門主御入輿」のことは触れられていないし、天保一四年も干支が内道敬寄託文庫 以下、竹内とする 他蔵)が残っている。しかし、(で太郎・坂東八百蔵らが橋町で興行した番付(国立音楽大学付属図書館竹

後に、 れば、 慶応元年(一八六五)六月になって、「表ケ輪通り間残し置、余八不残代 三・四日した後は興行が中絶したという。さらに、その翌年文久三年七 ば、文久二年(一八六二)六月には「裏橘町天王祭之比素人芝居興行」を 返し来演、ほとんど連続して興行していたことが知られる。嘉永・安政 何迄取払候歟、 れるまで芝居興行は行われなかった。 払畑に相成」という経緯で橘町芝居は消滅してしまい、明治三年再建さ 払跡八畑二相成。残りし分も翌寅五月大風雨之節吹倒れ候付、 金八拾五両二古渡橋東本田屋太郎左衛門へ売払候付、 月、大雨之節小屋東家根風雨二而吹崩、 夫より次第に崩れ候故」とあり、 以降は徐々に興行期間が短くなっている。そして、万延二年(文久元年 が見出せない。それ以外は毎年の興行が確認できるが、嘉永五年の中断 万延年間は、嘉永三年(一八五〇)一二月~嘉永五年五月の間の興行記録 来名、橘町芝居で興行している(竹内他蔵番付)。管見に入った番付に拠 弘化元年正月下旬には大坂より中山喜楽・坂東三津太郎・坂東花妻らが 大阪役者呼寄芝居興行。是より文久三年断続的に興行」とある。 八六一)六月五日よりの嵐三光・市川森蔵らの興行(架蔵他番付)を 亥」であるが、右願書には、 橘町』所載の「橘町年表」には、翌弘化元年(一八四四) 正月より その後弘化四年末頃まで、この中山喜楽を中心とする一座が繰り 明治三年まで興行の記録が見出せない。『古袖町勾欄記』によ 又八莫太之金子を以、 小屋の状況は「最早難持堪為躰二およひ この間の嘉永四年及び文久三年が 新建同様大修復不仕候は而ハ、 太郎左衛門より取 残らず取 確かに 難

三年一〇月のものと見てよかろう。さらに、前述した「若宮清寿院斗り」にも合致するので、右願書は文久屋が吹き飛ばされてしまった文久三年の状況の方が合致しそうである。の休業ではなさそうであり、嘉永四年より、その三ヶ月前に大風雨で小成次第二相成申候」と言っており、かなり破損が激しかった。一年程度

い。翌年には売却してしまうことになったと思われる。 ものということになる。しかし、これに対する許可は下りなかったらし出た文書、末尾はその後、更に「町代」が許可の追願をしたことを示すい旨を、橘町裏町古鉄古道具屋惣代吉野屋善八と藤屋孫兵衛の名で願いによって、町内の繁栄を願って許された常芝居であるのに、近年断絶しによって、町内の繁栄を願って許された常芝居であるのに、近年断絶しい。翌年には売却してしまうことになったと思われる。

三) 芝居資料 の検討

而御差止可相成筈、兼而御書付を以御談相成り候御儀」であったが、両らし等仕、当月中二出来可仕筈」になったので、「橘町芝居相始候境ニペ橋町内の者の力で小屋を建てることとなり、「(八月)朔日手斧初メ地なで、橘町の芝居小屋を建てることとなり、「(八月)朔日手斧初メ地なで、橘町の芝居小屋新築に関して提出された文書である。これによれば、で橘町の芝居小屋新築に関して提出された文書である。これによれば、で橋町の芝居小屋新築に関して提出された文書である。これによれば、のものと思われる。 は、前述の如く鬼頭氏の翻刻があるが、「乍恐御の料の文書には「午八月」とあり、 の日付と同じであるので一連資料 の文書には「午八月」とあり、 の日付と同じであるので一連

る。したがって、 取り計らってほしいと、「橘町芝居廓御締衆中」へ願い出た文書である。 りがあるので、両小屋は興行中でも今日限りに差し止めてほしい、これ 差留を願い出たものということではなかろうか。 られた後、若宮と清寿院の抵抗に対して、 してほしい、「新小屋出来之上」も別に願い出た如く、興行できるよう 惑難渋」であり、せめて「橘町裏町小屋出来境迄」のこのまま興行を許 命じられた若宮・清寿院・大須の「座(木戸)元名代」が、それでは「迷 と述べている。鬼頭氏はこれを「明治三年」とされるが、 が聞き届けられ、さらに新規の小屋が二ヶ所できれば有りがたいことだ 古小屋を取り払わないという風聞が立って、 にされていない。これに対して、 には、「八月五日」付の興行差留を命じた文書の写しが貼付されてい は に言う「橘町裏町小屋出来境迄」の興行が認め は「当月廿日限」で「興行差留」を 橘町側から改めて即刻の興行 新規の小屋の興行に差し障 理由は明らか

るので、 門内北之方太子堂西江行芝居小屋出来」とある。弘化四年以来無かった とあるので、清寿院と若宮に芝居小屋、大須には見世物の日小屋があっ いが、『名古屋市史 したと思われる。安政五年には橘町芝居の小屋が建て直された記録はな 小屋が造られたのである。さらに、 雑集録』(名古屋市史資料)の明治二年部分に「十一月十四日より大須山 大須について、小寺玉晁の残した記録の一つ『文久四至明治六年勾欄類 くで、その中で安政五年(一八五八)と明治三年が「午」である。また、 た時期である。 寿院若宮御境内おゐて身振物真似並大須境内日小屋物、 ところで、 八月末には橘町の小屋が完成した筈で、程なく橘町芝居は再開 清寿院と若宮の二芝居であった時期は(二)で述べた如 には「若宮清寿院境内ニ有来リ候小屋」、 風俗編』(大正四年八月)の芝居の項に「明治三年 には「当月中二出来可仕筈」とあ 右三ケ所とも」 また には、清

増太郎のことで、文化年間以来、しばしば若宮の名代を勤めてきた者、 ○月(閏一○月ではない)一七日である。また、『名古屋市史 とある。 十月十七日大入ハロロトサストと云バ「雨下桔梗旗上」「白浪五人男」を出し」 橘町裏に芝居の再興を許され、 合致する。 芸興行が行われており 治三年八月朔日より若宮・清寿院両芝居とも歌舞伎興行を、大須では雑 末から明治初年の人物である。 行はほとんど番付がないので確認できないが、 ている者である。「大須開木戸元名代 あるいは二代に渡っているかもしれない。「清寿院元名代 庄兵衛」 は と一致する。また、番付によれば、「若宮座元名代 増太郎」は松本屋 つ、町を古袖町と称す」とある。この記述にある伝吉と七左衛門は 伝馬町竹屋伝吉、上御園町丸屋文左衛門、 の「東橘町」の項に「明治三年、再び市政方御用達格次座米屋庄五郎 の姓を取りて、之を中村座橋座と改名せりと称し、西向にして東西二十間 渦瑠屋庄兵衛で明治初年に清寿院の名代を勤めている。「 同(清寿院)元 芝居世話方惣代」の二人と一致するし、小屋二ヶ所も「新小屋弐ヶ所」 芸人どもを住はしめ、之を古袖町と呼べり、小屋は持主中村歌之助 南北十五間二尺なり、 伊兵衛」は美濃屋伊兵衛で、 同小左衛門等の願によりて、芝居廓を許され、小屋二箇所を建 舞台開きの興行は番付(架蔵)及び『古袖町勾欄記』によれば一 したがって、 舞台開は嵐雛助、 は鬼頭氏のご指摘通り、 で争われている「興行差留」問題ともよく 小屋を建設せしむ、 加えて、『勾欄類雑集録』によれば、明 安政年間以降清寿院の名代を勤め 善助」については、日小屋の興 富沢町新屋与吉、橘町々代七 嵐大三郎^{梅花}等にして、閏 の「元名代」連中は幕 且つ此辺一体を劃し 明治三年午の八月 地理編 の

四) 幕末の名古屋芝居興行と橘町芝居

なり、 振の状態に陥り、 どの規制によって途絶える様子もなく、改革後には一段と活発化して く、芝居興行は沈滞した。 大須など次第に廃れて、甚不景気なること古来未曾有なりき」とある如 『名古屋市史 風俗編』にも「世上の騒がしきに連れて、劇界甚しく不 行記録がない。やはり維新前後の政情不安が影響しているのであろうか が少なくなる。歌舞伎興行が途絶えて、俄や人形浄瑠璃の興行ばかりと いった。この盛況は幕末まで続いたが、文久末年から急速に興行の記録 かにされているように、天保改革による三都役者の地方興行の禁止令な 上げられるようになった。文政・天保期も盛況が続き、 番付も二枚組のものが作られ、毎年の役者評判記にも名古屋評判が取り 文化頃から上方歌舞伎の興行地の一つとなり、 名古屋の芝居興行は、享和初年から急速に規制が緩み、活発となった。 慶応三年一一月から維新前後の明治元年一一月の一年間は全く興 慶応元年に至りては、 橘町裏の小屋は壊たれ、 上方役者が頻繁に訪れ、 池山晃氏が明ら

此新築小屋にて大坂の松本名左衛門と云へる美貌の女方と江戸の作屋九 とし」たという。 橘町芝居開場が寛文四年か五年かはもう一つ明確では 行せり」とある。 の芝居地であった。『名古屋市史 の「格別厚思召」によって、橘町の古鉄古道具商に許された名古屋最古 に芝居を興行せしむ、 寛文五年九月、 橘町芝居は、 資料 にも云う如く、寛文四年瑞竜院様(二代藩主光友) また、『名古屋市史 町家となし、 後両度づつにては不繁昌に就き、寛文十二年一度 町内救助並に繁栄の為に、 風俗編』によれば、「同年(寛文四年)、 地理編』の「東橘町」の項にも、 春秋両度ここ

の文書と見てよかろう。

子

配分された。 内で経営されたもので、資料 も許されたという。橘町の芝居興行は、「 町内救助並に繁栄の為」に町 れていた。芝居興行も例外ではなく、資料によれば、御三代様の時代 権を与えられ、他の町々でこの商売をする者達からは「出銀」を出させ 両宛」下げ渡され、元禄一五年に芝居が「不繁昌」の節には城下に配札 橘町には二百両が預け渡され、 た。さらに、芝居資料(と同じ軸に貼付された二通の文書などによれば、 大いに栄えた。藩主光友によって開かれた橘町には、 には「芝居役者共召抱候金子御拝借」、芝居休業の節には「御手元金五 一二年刊、専隆著) などの記述にも窺われるように、 橘町に与えられた藩の手厚い庇護によって、『尾張大根』(寛文 十分な庇護の下で経営された初期の橘町芝居は、十分に町 その利金の内「御救金弐拾両」が与えら 及 び によれば芝居の収益は橘町中に 初期の橘町芝居は 古鉄古道具の専売

盛期の文政年間はさすがに毎年二度程度の興行を行ったが、(二) 項で 途絶えがちで、二~三年の間隔が開くこともしばしばであった。 芝居最 興行を中心とし、名古屋五芝居の中でも別格の格式を誇ったが、興行は の橘町芝居は、 復活も、藩の規制緩和が明瞭に打ち出されてようやく実現した。 再興後 渡って休業を強いられた。 直接に受ける存在でもあった。 の興行しか確認できない。 も述べた如く、文政一一年七月以降天保六年正月までの八年間は、 い潜って再開というわけには行かなかった。享和元年(一八〇一)七月の ておいた如く、宗春の失脚による芝居禁止によって、六七年間の長きに その一方で、このような特別な存在であった橘町芝居は、藩政の波を 小芝居やチンコ芝居の興行はあまり行わず、上方役者の 天保六年正月、新たに常芝居の許可を受けて 他の宮地芝居の如く、規制を様々な名目で掻 資 料 の検討から、別稿ですでに述べ 四度

> で、 幕末には「近来)御城下二芝居八不絶御座候得共、毎度若宮清寿院斗り 芝居に比べるとかなり集客力も劣っており、経営は困難であったらしい。 被下置」とあり、江戸時代も後半になると藩の助成もなくなったらしい。 地に先駆けて休業している。 再開している。再開後は年二度程の興行が確認でき、橘町芝居は活発だっ 加えて、橘町は名古屋の南端、中心街からは外れており、若宮や清寿院 たが、天保改革が始まり、藩よりの興行停止令が出されると、他の芝居 二而興行仕、橘町二而八興行不仕」ということになってしまった。そこ 奮起して再起を図ろうとしたのが、 によれば、「文政年中より御下ケ金も不 の文書だったのである。

五 明治初年の名古屋芝居興行

古袖町勾欄記』には、 そうこうしている間に、幕府が倒れ、 明治三年七月二五日条に次のような記述がある 明治の新しい体制が始まった。

市政方御用達格次座

米 屋 庄五郎

伝馬町 竹 屋 伝 吉

新 屋 与 吉

富沢町

上御園町

一丁目

丸屋文左衛門

七 左 衛

左

衛

門

橘町町代

芝居世話方申付候 小

七月

芝居世話方

今度橘町裏町二おゐて芝居興行差免候付而ハ、 別紙図面之通り、 芝

戸銭も取立締能可取計事居小屋之儀、先々弐ヶ所取建、芸者共都而右廓内へ為引移、入口木

二而差止筈候 (以下略)

世物はよいが、芝居は禁止とすること、現在上演中のものは橘町での芝 が縷々記されている。芝居世話方連中は、七月二五日この書付を受け取っ 居が始まるまでとし、その時点で止めることとしている。この後には、 まるように命じている。さらに、 小屋を二ヶ所建て、役者は芝居廓内に入れて、出入りはしっかり取り締 下された文書である。明治三年七月、橘町での芝居興行を許可し、芝居 選は申請によって検討すること、役者には住居鑑札を渡して廓内に住ま 芝居の名代や水茶屋などは今まで芝居に関わってきた者を使うこと、人 今後の芝居興行における冥加金、 人に「芝居世話方」が申し付けられ、「今度」以下はこの芝居世話方に 他所から来た役者は古渡茶屋町橘町の宿に止め、 月に一度の社寺参詣を許すのみで外出禁止といった、厳しい規制 毎月人数を届け出、旅興行に出るときには冥加金を取り立てるこ 藩政改革によって「市政方御用達格次座」をはじめ有力町人六 芝居茶屋のあり方と冥加金のこと、 他の現行の寺社境内の芝居場所は、 小屋に出勤する以 見 新

地であるが、寺社境内の芝居地と違い、特定の寺社と関わり持っていな裏は、繰り返し述べている如く、名古屋におけるもっとも伝統的な芝居の新体制でも、芝居町は厳しく管理しようとしたことが窺われる。橘町興行を橘町裏に囲み込み、再編し、冥加金を徴収しようとした。維新後尾張藩は、明治三年七月になって、新たな規制によって名古屋の芝居

囲い込みには好都合であった。こうしたことから、芝居再編に当たってい。小屋も撤廃され、興行を止めて久しい。加えて、名古屋の町外れで

この地が選ばれたのであろう。

まれ、 既存の芝居地、若宮と清寿院・大須の執拗な抵抗があった。すなわち、 日古袖町芝居は、(三)に示した如く、 嵐雛助一座の興行で開場した。 ıΣ 代に役者の宿泊について通達、橘町町代の小左衛門は町内の家持を集め も出た。一〇月五日「芝居郭古袖町」の命名が申し渡され、一〇月一七 などの内部道具までほぼ完成。 九月九日には杮落しの役者の口上書看板 然だが、 の小屋の地ならしが始まった。一〇日には竹矢来が出来、材木が運び込 ζ たがって、芝居世話方は、橘町裏町と隣接する栄国寺町と橘町裏町の町 このように新芝居は順調に進行したが、一方で、差止めを申渡された さらに『古袖町勾欄記』を参考にその後の経過を記すと、この命にし 駿河屋平吉に落ちた。二八日地面見分、杭立が行われ、八月一日南 小屋建築について相談した。七月二七日には新芝居の名代入札があ はそれを示す資料である。『古袖町勾欄記』 普請が始まった。 橘町や栄国寺町から多数の人足を出したのは当 若宮・清寿院からも人足が出た。九月一七・八日頃、 回り舞台

清寿院芝居名代之者

若宮 芝居名代之者

美濃屋 伊兵衛

右両人も名代御差止メ、橘町へ頼み参り候故、いつれ橘町之芝居へ松本屋(卯)八(注、番付に安政三、四年の名代として名が見える)

遣ひ人二致す筈

素直に申渡しを受け入れたかにも思われるのだが、芝居興行を差留めらとあり、前述の如く、両所は小屋建設には人足も出していたのだから、

所の興行記録はないので、 るというのは困るので、即刻止めさせてほしいと訴えた。当初は、 宮は市川滝之助一座、大須も八月に入って竹川粂吉一座の「てろれふし」 れた若宮・清寿院両所は、八月一日より、 拒否していた。 新築より両芝居の古小屋を移転することも検討されたが、これも両所は 屋の世話方は、 まで、さらにはその後の興行の続行を願い出た。一方、 の芝居も廿日限で止めるよう申し渡され、それを不服として、小屋完成 の興行を強行している。そして、 新小屋繁昌のためには若宮・清寿院両小屋が興行を続け 九月以降、 両芝居の願出は受け入れられず、興行は差止 一〇月古袖町芝居開場後も、若宮・清寿院両 によれば、八月五日付で現在興行中 清寿院は市川右団治一座、 によれば新小 小屋 若

Ιţ

ζ

しかし、『勾欄類雑集録』 の明治五年条には めとなったようである。

三月中旬若宮境内歌舞伎芝居興行相済しと見え小屋ノ普請有之最中

同月、 元清寿院小屋も普請二取掛リ候様子也

同月片端南外堀町にも日小屋相済候由

治五年廃寺、 験道道場であったが、明治三年一二月別当が浅間神社の神職となり、明 が許可となり、小屋の新築にかかったこと、また、清寿院(清寿院は修 といった記述がある。これによれば、この年二月末に若宮に歌舞伎興行 広町話』(伊勢門水 でも同様であったらしい。さらに、日小屋とは言え、新規小屋も認めら われる。若宮芝居はこの五年四月二九日、末広座として新たに開場。『末 明治四年七月には廃藩置県となり、 明治三年の厳しい規制は緩められたか、撤廃されたことが窺 浅間神社に組み込まれたので、「元清寿院」としている) 明治四二年五月)の「若宮の芝居」の項に「明治の 為政の体制が変化したことも

> 居小屋が許可になるというのは、 石の沢井鍋七郎の屋敷をいう。このような城下の中心、武家屋敷跡に芝 堀の南、 Ιţ のであろうが、寺自体が廃寺となったこともあり、結局、芝居小屋とし 年の規制でも、 伎の興行はないが、見世物などの興行がしばしば行われている。 明治三 四年一〇月には女辻能、 は大須方で中に入ると清寿院小屋という異様な形ながら生人形の見世物 通りに木戸を明け今の如くにした、其頃迄は門前町清寿院の芝居小家 初年迄は若宮の神門を入つて南の方に入口が有つたのを、 如実に示す出来事であった。 に面していた)が開場した。桑名町は城の御門近く、沢井屋敷は一五〇 目沢井屋敷芝居小屋新規取建」が始まり、七月三日新守座(本重町通り て復活しないまま、廃絶したようである。 ちなみに、南外堀町の日小屋 が興行された。さらに、一一月に細工見世物、翌年四月に落し噺: 一方、清寿院の小屋は『勾欄類雑集録』で拾うと、明治四年正月、入口 広座となった若宮芝居はその後も盛況を続け、明治の劇界をリードした。 復した、兎に角名古屋劇場中の大古物で有る」と記しているように、末 廃物となり、若宮の小家のみ今猶盛んに存在して居る、最も明治以前に 橘町の芝居小家、と此三座が名古屋の劇場で有つた、外の二座は疾くに 千秋座と称し、明治五年五月開場している。 中途に又愛栄座と改め、今又中村常三郎が座主と成つて、 小家と云ふ名称で、座名などの無かつたのを、中興末広座と名命し 御園御門近くである。続いて、明治六年六月には「桑名町八丁 見世物は禁止されていないので、こうした興行を行った 翌五年六月には操りなど、明治六年まで、 新しい芝居興行の時代が訪れたことを 南外堀町は名古屋城外 同七年末広町 末広座に

の名から座名とした)、明治七年から橘座と名乗り、 さて、 古袖町芝居は中村座 座本を中村歌之助 蔦右衛門 開場からしばらく に依頼、 そ

代の流れについて行けなかったのであろう。 代の流れについて行けなかったのであろう。 代の流れについて行けなかったのであろう。 の流れについて行けなかったのであろう。 代の流れについて行けなかったのであろう。 代の流れについて行けなかったのであろう。 代の流れについて行けなかったのであろう。 代の流れについて行けなかったのであろう。 代の流れについて行けなかったのであろう。

(注)

九五・一二)、「七代目片岡仁左右衛門と名古屋芝居」、『名古屋芸能文化』一九九一九九〇・一)及び拙稿「文化末年の名古屋芝居状況」、『名古屋芸能文化』一九(1) 池山晃、名古屋と上方歌舞伎(天明後半から文化中期まで)」(『国語と国文学』

〈 取払方御厳重御談被成下置候様仕度只管奉歎願上候、

右願之通御聞済被下

\(\cdot\)

- 11日~(2) 鬼頭秀明「名古屋・旧橘町の芝居資料」(『半田市立博物館研究紀要』

16

- ○○・一二)(3) 拙稿「享和の名古屋芝居興行 「橋町芝居の復活」(『名古屋芸能文化』二○(3) 拙稿「享和の名古屋芝居興行 「橋町芝居の復活」(『名古屋芸能文化』二○
- 乍恐御歎願奉申上候事) 鬼頭秀明氏の翻刻(『半田市立博物館研究紀要』(16)を参考に挙げておく。

芝居世話方惣代 伝 吉

七左衛門

味被遊、 相立候而八、 難渋筋を御厭可被成下御憐愍哉二奉恐察候処、 筈、兼而御書付を以御談相成り候御儀八、暫くたり共是迄之懸り之者芸者等、 候、然ニ古小屋おゐて当時興行中之分八、橘町芝居相始候境ニ而御差止可相成 興行御免許二相成候抔と浮説申触、乍恐新小屋取建候者共之人気をクジキ引立 院小屋取潰シ候抔と申儀八更二無之、両小屋共其儘開キ追々歎願仕候得八、又々 境内之身振物真似懸り之者申口、橘町芝居小屋為取立相成候得共、若宮並清寿 初メ地ならし等仕、当月中二出来可仕筈二御座候処、兎角風聞之趣二八清寿院 先々右町内之者組合二而新規小屋壱ケ所取建可申筈決心仕、既二去ル朔日手斧 共残念ニも可存哉と推量り、 段段及説得候得八、 大金入用之儀ニ者御座候得共、 頃日御達奉申上候処、橘町芝居地江他町之者より小屋取建候而八、右町内之者 奉恐入候付、右否不相待ニ私共自力を以先々新規芝居小家壱ケ所取建申度段等 等之真偽等取訂居候而ハ、至急取建方之碍りニ相成第一御主意ニも相欠け、重々 屋開キ方御願済仕居候儀二付、容易二八難取払旨被申候由伝聞仕候、 而已之申口二而、就中清寿院より元名代之者江被申候様八、元来当院為助情 方之儀、右両小屋持主共江、元名代之者を以誘引仕候処、右否彼是時日差延方 小屋~特主共迷惑ニも可及歟ニ相察シ、右古小屋を今度郭内江為引越取補理 申歟二候得とも、是迄若宮清寿院境内ニ有来リ候小屋空敷廃止相成候而ハ、右 今般橘町裏町芝居郭之内二芝居小屋取建方之儀、追々奉申上候通、新規取建可 随而茶屋~~抔も疑心相立、一同半真半疑之心底二押移候而八甚心痛仕 当時興行中之分狂言中ニハ御座候得共、今日を限迅速御差止、 最早新規小屋取建方之障り二相成候付、乍恐右等之趣御手厚御勘 前段之通古小屋不取払筋二悪評 付而八右

置候ハヽ、 御蔭を以尚更新小屋弐ケ所共、 至急出来可仕と重々難有仕合奉存候、

午八月 (明治三年)

5

注(1)参照。

6 (7) 未紹介資料なので、二文書を翻字しておく。 世名古屋における小芝居」(『歌舞伎研究と批評』11 一九九三、六) 池山晃 「 天保改革後の名古屋歌舞伎」 (『近世文芸』50、一九八九、六)・「 近

何様之儀御座候共、御損金懸ケ申間敷候、為後日連判手形如件 中江御預ケ被成、慥二請取申所実正也、此元金を以、利金弐拾両宛年々取立差 上可申候、本金御用之節者、其時迄之利足を加へ元利共二急度指上可申候、如 右是者、橘町為御救金弐拾両宛、以利金年々被下置候、御元金之内弐百両橘町 御預り申金子之事が小判弐百両也、内四拾両之利金亥ノ四月より可受取

宝永四年亥三月

高木又左衛門殿、吉田治左衛門殿 橘町 彦六郎・孫九郎・理助、 組頭 誰々、町代 源七郎・善七郎

右之通亥ノ三月晦日二被仰渡候浜井助左衛門様御屋敷ニ而

受取申金子之事 合小判拾両也

百五拾両受取申候、金子之手形と来春一所二仕可申候、為後日手形仍如件 右之金子者、橘町御救金弐百両之内、只今金子拾両慥二受取申候、戌之極月金

元禄拾年丑十月廿八日

橘町丁代 十兵衛、 同 善七郎

高木又右衛門殿、青木小左衛門殿」

(8) 注(3)

補記 橘町資料の調査・掲載を御許可下さった名古屋瑞龍工芸技術振興会に謝意を 表します。